

## 愛・地球博記念公園 花の広場休憩所の出店者募集案内

公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「当協会」という。）が管理している愛・地球博記念公園の花の広場休憩所の多目的イベントスペースにおいて、公園利用者の皆様にさらに楽しんでいただけるよう、マルシェやアミューズメント、クラフト等の様々な催しを1日単位または週単位で実施していただける方を、下記のとおり募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 募集内容

今回の募集は、多目的イベントスペースで飲食物や物品の販売、クラフト等を実施していただける方を募集するものです。

実施するにあたっては、愛・地球博記念公園管理事務所（以下「管理事務所」という）と日程、実施方法等の調整を行い、実施していただきます。

#### (2) 出店場所

愛・地球博記念公園 花の広場休憩所 1階 多目的イベントスペース  
別紙2 写真参照

#### (3) 出店スペース

面積 最大30㎡

#### (4) 設備

電気 2口コンセント（100V 20A 2.0kw）1箇所

※水道設備、厨房設備はありません。

#### (5) 出店日

出店希望する4か月前までに申し込みをお願いします。

ただし、希望日が重複する場合には、出店日を調整させていただきます。

また3か月前からは先着順で申し込みを受付いたします。1か月前まで申し込みを受付いたします。

#### (6) 出店期間

1日単位または週単位

#### (7) 出店時間

10時から16時までとします。

#### (8) 出店内容

出店の内容は、公園利用者の皆様に楽しんでいただけるもの、ご満足いただけるものであれば特にこだわりません。

ただし、公序良俗に反するものや 政治的団体や宗教団体の活動のための利用、広報PRのためだけの利用はできません。

【参考】一例としては次のものを想定しています。

- クラフトなどのワークショップ

- 写真や絵画の展示
- ミニコンサート
- 飲食物や雑貨の販売
- 乗り物遊具などの運営 等々

## 2 出店される方の要件

応募される方は、個人又は団体で次に示す全ての要件を満たす方とします。

- ア クラフト等ワークショップを行うにあたっては、事前又は当日申し込みを行い、園内来園者が参加しやすい方法を取ることにする。
- イ 飲食物の販売については、現在飲食物の販売店舗又は飲食店舗を営業している事業者、保健所等許可を受けている者であること。
- ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- エ 宗教活動や政治目的を主たる目的とする団体でないこと。
- オ 食品衛生法その他関係法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないこと。
- カ 公園利用者に楽しみを提供、興味を引く企画を検討し、その企画を実現するため当管理事務所スタッフと前向きに協議を行える者であること。

## 3 応募方法

### (1) 応募書類

- ア 出店を希望される方は、別紙「出店申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、愛・地球博記念公園管理事務所（以下「管理事務所」という。）まで提出してください。

申込書は、愛・地球博記念公園のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.aichi-koen.com/moricoro/>)

また、管理事務所窓口（午前9時から午後5時まで）でも配布します。

- イ 出店にあたって法令で定める資格、許可が必要となるものについては、その写しを申込書に添付してください。
- ウ 出店時のイメージ写真があれば申込書に添付してください。

### (2) 申込書の提出等

#### ア 申込書の提出先

愛・地球博記念公園管理事務所（担当 総務・維持グループ）

郵便番号 480-1342

愛知県長久手市茨ヶ廻間乙1533-1

#### イ 提出方法

郵送または持参してください。

#### ウ 問い合わせ先

愛・地球博記念公園管理事務所（担当 総務・維持グループ）

## 5 出店の条件

### (1) 出店手続き

出店にあたっては、事前に愛知県の使用許可を得る必要があるため、申請手続きを管理事務所職員がサポートします。手続きに必要な資料等のご提供及びご提出をお願いします。

### (2) 出店料

#### ア 使用料

出店にあたっては、使用する面積に応じて愛知県に使用料の納付が必要となります。当協会と打合わせ終了後、県に使用料を出店日1週間程度前までに納付をお願いします。

(参考 平成30年3月1日現在 1㎡あたり11円)

### (3) 注意事項

出店にあたっては、次に掲げることを遵守してください。

ア 事業者は、事業者自らが運営してください。第三者に斡旋、仲介することはできません。

イ 出店に係る費用は、事業者で負担してください。

ウ ゴミは、事業者で処分してください。

エ 火気の使用はできません。

オ 事業者及びその関係者が施設内の設備（物品を含む）及び人身に損害を与えた場合には、事業者の責任と費用において賠償するものとし、当協会は一切の責任を負いません。

カ 台風等による公園の閉園や、不測の事態の発生により施設を利用中止とする場合がありますが、いかなる場合においても事業者の生ずる損害を当協会は負いません。

### (4) その他

ア 出店決定後、当協会HPにて出店に係る告知及び内容等の紹介を行います。

ただし、決定後、打合わせが不十分と判断した場合や企画内容等に不備が見つかりましたら出店を取りやめて頂くこともあります。

別紙

## 出店申込書

申込日 令和 年 月 日

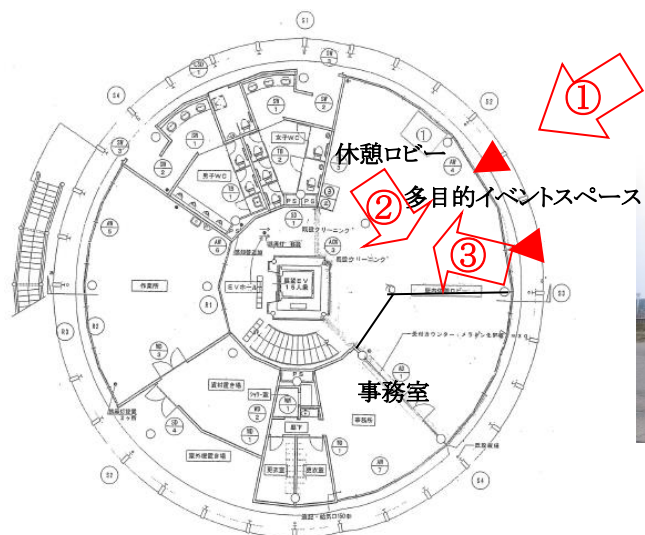
花の広場休憩所の出店を下記のとおり希望します。

①出店者氏名			
②団体名			
③（団体の場合） 代表者 役職・氏名		④ <sup>ふりがな</sup> 担当者名	
⑤住 所		〒 —	
⑥連絡先（TEL）		⑦FAX	
⑧メールアドレス			
⑨出店の概要	出店希望日	1日単位 週単位または週単位以上	
	希望する多目的 イベントスペース	<input type="checkbox"/> 全面 30㎡ <input type="checkbox"/> その他 ㎡	
	出店内容		
	物販の有無	<input type="checkbox"/> 物販有（ ） <input type="checkbox"/> 物販無	
	食品等の調理の有無	有 ・ 無 （火を使用するものや生ものの具材は、認められません。）	
	電気の使用	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない	
	参加人数		
その他	※物品を販売する場合は、販売品名・単価表を具体的に記入してください。 ※単価表・メニュー表は、添付していただいても構いません。		

別紙 2

口花の広場休憩所の現況写真について

花の広場休憩所の多目的イベントスペースの現況は以下のとおりです。



①花の広場休憩所 1階正面



②多目的イベントスペース  
面積 30 m<sup>2</sup>



③多目的イベントスペース